

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種実施要領

（目的）

第1条 この要領は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期の高齢者の肺炎球菌感染症予防接種（以下「定期予防接種」という。）について、市民が接種できる機会を設けることで、個人の発病又はその重症化を予防し、併せてこれによりそのまん延の予防に資することを目的とする。

（実施期間）

第2条 実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（実施場所）

第3条 定期予防接種は、市内の個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関（以下「実施機関」という。）で行う。

（対象者）

第4条 定期予防接種の対象者は、接種日において満65歳の者又は満60歳以上満65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。

（接種方法）

第5条 定期予防接種に使用する接種液は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第43条に基づく検定に合格した23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンとし、あらかじめ実施機関が購入した上で、筋肉内又は皮下に0.5mlを接種する。ただし、23価肺炎球菌莢膜ポリサ

ッカライドワクチンを1回以上接種した者は定期予防接種対象外とする。

（自己負担金の徴収）

第6条 定期予防接種に係る自己負担金は、4,500円とする。

2 実施機関は、接種時に対象者から自己負担金を徴収する。ただし、対象者が次の各号に掲げる者に該当し、それを証明するもの（以下「証明書類」という）の提示があったときは、徴収免除とする。

（1）生活保護世帯に属する者

（2）市民税県民税非課税世帯に属する者

（3）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）（以下「中国残留邦人等に関する法律」という。）の支援の対象となる者

3 前号の証明書類は、次のいずれかに該当するものとする。

生活保護世帯に属する者	最新の被保護証明書等
市民税県民税非課税世帯に属する者	最新の介護保険料納入通知書（市民税県民税非課税世帯であることがわかるものに限る）等
中国残留邦人等に関する法律の支援の対象となる者	中国残留邦人等に関する法律に基づく支援の本人確認証
	中国残留邦人等に関する法律に基づく支援給付受給証明書

4 対象者から徴収した自己負担金は、後日、証明書類が提示された場

合であっても払い戻さない。

（確認手続き）

第7条 対象者は、前条第2号の証明書類がないときは、市長に自己負担金免除対象者であることの確認を求めることができる。

2 前号に規定する確認を受けようとするときは、「定期の高齢者肺炎球菌感染症予防接種自己負担金免除対象者確認申請書兼同意書」（第1号様式）により市長に申請するものとする。

3 前号の申請は対象者、対象者と同じの世帯に属する者及び対象者から委任を受けた者が行う。

4 市長は、確認後、申請者へ結果を通知する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間、第4条に定める対象者については、「平成26年3月31日において100歳以上の者及び同年4月1日から平成27年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者」とする。

3 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間、第4条に定める対象者については、「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。

附 則

この改正要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間、第 4 条に定める対象者については、「平成 31 年 3 月 31 日において 100 歳以上の者及び同年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる者」とする。
- 3 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 4 条に定める対象者については、「65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。

附 則

この改正要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この改正要領は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第 2 条 改正前の要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正し、引き続きこれを使

用することができる。

附 則

この改正要領は、令和 7 年 1 0 月 9 日から施行する。

定期の高齢者の肺炎球菌感染症予防接種自己負担金免除対象者
確 認 申 請 書 兼 同 意 書

(宛先) 川崎市長

年 月 日

定期の高齢者の肺炎球菌感染症予防接種における自己負担金の免除対象者であることの確認について申請します。また、確認に必要とする対象者及びその属する世帯員すべての市・県民税の課税状況等について調査することに同意します。

申請者	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日 (歳)	
	住 所	川崎市 区	
	電話番号		
	予防接種を受ける者との続柄		※同居の親族以外の場合は、委任状が必要です。

対象者 (接種を受ける方)	フリガナ		
	氏 名		同上
	住 所	川崎市 区	同上
	生年月日	年 月 日 (歳)	同上
	電話番号		

----- 以下は記載しないでください -----

【処理欄】

担 当	係 長	課 長	結 果
			該 当
			非該当
			不 明

受付印